

「駐車施設の規模の特例(公共交通利用促進措置)」の報告について

- 1 駐車施設の規模の特例(公共交通利用促進措置)とは？
- 2 公共交通利用促進措置の報告に関する提出書類
- 3 開始届(第3号様式)及び実施状況報告書(第7号様式)の記入例
- 4 公共交通利用促進措置の変更について
- 5 提出方法・問い合わせ先

1 駐車施設の規模の特例(公共交通利用促進措置)とは？

京都市駐車場条例において、一定の延べ面積以上の建築物を新築、増築又は用途変更等をする場合、その建築物の敷地内に自動車及び自動二輪車の駐車施設を設置することを義務付け、あらかじめ届出が必要となっています。この条例に基づき設置した駐車場を「付置義務駐車施設」といいます。

「駐車施設の規模の特例(公共交通利用促進措置)」とは、付置義務駐車台数を減らすことができる特例制度です。この特例を受ける場合には、建築物の利用者に対して自動車及び自動二輪車から公共交通機関への利用転換に資する措置に関する計画を提出し承認を受ける必要があります。

なお、特例の承認を受けた建築物の場合は、建築物の供用後、遅滞なく計画に記載した事項を実施し、速やかに「公共交通利用促進措置開始届」の提出を行い、また、毎年10月には「公共交通利用促進措置実施状況報告書」の提出が必要となります。

2 公共交通利用促進措置の報告に関する提出書類

【開始届】(公共交通利用促進措置を開始(施設の供用開始)したときに1部提出)

(1) 公共交通利用促進措置開始届(第3号様式)

(2) 付近見取図

- ・建物敷地を赤枠で囲ってください
- ・計画書に添付されていた位置図でも構いません

(3) 公共交通利用促進措置の実施を証する図書(実施状況写真、写真撮影箇所図、作成資料等)

例) 実施事項(4ページ資料2 D)がホームページで確認できる場合は、ホームページ(抜粋可能)を印刷したものを提出

例) 実施事項がパンフレット設置の場合、設置している状況が分かる写真を提出

【実施状況報告書】（毎年10月に1部提出）

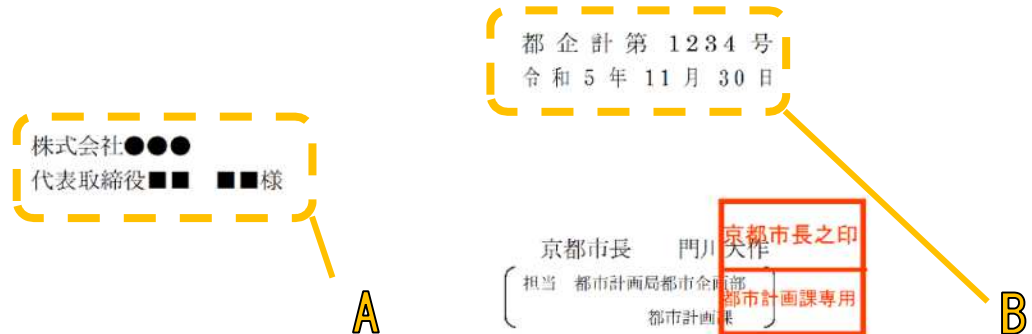
- （１）公共交通利用促進措置実施状況報告書（第 7 号様式）
- （２）付近見取図
 - ・建物敷地を赤枠で囲ってください
 - ・計画書に添付されていた位置図でも構いません。
- （３）建築物の周辺の交通状況が分かる写真
 - ・毎年、最新の写真を提出してください。
 - ・建築物（施設）利用者等が路上駐車して、交通に支障をきたしていないか等を確認ためのものです。建物周辺の道路が入るように撮影をお願いします。
- （４）写真撮影箇所図
 - ・付近見取図に記載いただいても構いません。
- （５）公共交通利用促進措置の実施を証する図書（実施状況写真、写真撮影箇所図、作成資料等）
 - 例）実施事項（４ページ資料 2 D）がホームページで確認できる場合は、ホームページ（抜粋可能）を印刷したものを提出
 - 例）実施事項がパンフレット設置の場合、設置している状況が分かる写真を提出

※第3号様式、第7号様式は、ホームページ（京都市駐車場条例による届出）の下段「8 様式集」にあります。

3 開始届(第 3 号様式)及び実施状況報告書(第 7 号様式)の記入例

記入するにあたり、次頁以降の承認書（資料1）と公共交通利用促進計画書（資料2）の記載事項が必要となります。資料1及び2は、副本としてお返ししておりますので、承認を受けた者または代理者にご確認ください。

資料1



京都市駐車場条例第26条の2第2項の規定による
公共交通利用促進計画書について

令和5年10月31日に提出のあった標記の件について、以下の条件を付して承認します。

承認条件

- 1 自家用車から公共交通機関への利用転換を図るため、公共交通利用促進計画書に示す取組を継続すること。
- 2 建築物の供用後、速やかに公共交通利用促進措置を実施し、遅滞なく公共交通利用促進措置開始届を提出すること。
- 3 毎年10月には、公共交通利用促進措置実施状況報告書を提出すること。
- 4 付置駐車施設を減じたことによる周辺環境への悪影響が認められる場合（建築物の利用者による違法な駐停車車両等）は、速やかに京都市に報告するとともに適切な是正策を講じること。
- 5 京都市職員による立入調査に協力すること。
- 6 公共交通利用促進計画書を変更しようとするとき及びやむを得ず廃止する場合並びに建築計画の変更を行う場合は、事前に報告するとともに必要な手続を行うこと。

以上

資料2

第2号様式（第19条の3及び第21条の3関係）

公共交通利用促進計画書

整理番号 5-34

(宛先) 京都市長		令和5年10月31日			
提出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市南区◆◆◆町 987 番地		提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 株式会社●●● 代表取締役 ■■■ 電話 ▲▲▲ ▲▲▲▲			
京都市駐車場条例 ☒ 第26条の2第2項 の規定により公共交通利用促進計画を提出します。 ☐ 第29条の3第2項					
代 理 者		住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 —			
建 築 物	敷地	地名地番 京都市中京区▼▼▼町 123 番地			
	用途地域	商業地域	駐車場整備地区の指定の有無 ☐ 有 ☒ 無		
	名 称	▼▼▼ホテル	用 途 ホテル		
	工事の種別	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 用途変更 ☐ その他	階 数 地上7階 地下1階		
	最寄りの駅等	名 称	京都市役所前駅		
		建築物から駅等の改札口までの距離	350 メートル		
		特 定 用 途			
	商業系施設	事務所等	工場等	非特定用途	計
新築、増築又は用途変更により増加する部分の延べ面積（平方メートル）	3400				3400
既存部分の延べ面積（平方メートル）	基準日前				
	基準日以後				
公共交通利用促進計画	公共交通利用促進措置の概要	① 駐車場がない旨を記載。公共交通利用するよう広報の実施 ② 従業員の自動車通勤禁止 ③ 鉄道・バスのプリペイドカードや1日乗車券の販売			
	公共交通利用促進措置の周知の方法	① ホームページやパンフレットで広報 ② 就業規則に記載、採用時に指導 ③ フロントにて販売			
	減じることを希望する駐車施設の数	自動車	4 台		
京都市駐車場条例の規定による駐車施設の規模	自動車	算定式 (3400 - 2000) / 300 = 4.66 → 5	5 台		
		特例による引下げ後の規模	5 - 4 = 1	1 台	
	自動二輪車	算定式 (3400 - 2000) / 8000 = 0.17 → 1 (1未満のため切上げ)	1 台		
		設置する自動二輪車の駐車施設の規模	1 - 1 = 0	0 台	

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 「駐車場整備地区」とは、駐車場法第3条第1項の規定による駐車場整備地区をいいます。



開始届 第3号様式 記入例

承認を受けた者を記載してください。

(資料1及び2のAを記載) ……※1

第3号様式(第19条の4関係)

公共交通利用促進措置開始届

(宛先) 京 都 市 長	令和6年4月1日
届出者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 京都市南区◆◆◆町987番地	届出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) 株式会社●●● 代表取締役■ ■ ■ 電話 ▲▲▲-▲▲▲▲

京都市駐車場条例施行規則第19条の4の規定により公共交通利用促進措置の開始を届け出ます。		
建 築 物	所 在 地	京都市中京区▼▼▼町123番地
	名 称	▼▼▼ホテル 現在の建物名称を記載
代 理 者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区▼▼▼町123番地	
	氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) ▼▼▼ホテル 代表◆ ◆ ◆ 担当: ○ ○ 電話 ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○	
直近に市長の承認を受けた公共交通利用促進計画	承認年月日	令和5年11月30日
	承認番号	都企計第1234号 (整理番号 5-34)
	公共交通利用促進措置の概要	① 駐車場がない旨を記載。公共交通利用するよう広報の実施 ② 従業員の自動車通勤禁止 ③ 鉄道・バスのプリペイドカードや1日乗車券の販売
	公共交通利用促進措置の周知の方法	① ホームページやパンフレットで広報 ② 就業規則に記載、採用時に指導 ③ フロントにて販売
	公共交通利用促進措置を開始した年月日	令和6年4月1日

代理者として、開始届を提出する場合は記載してください。

(本内容についての問合せ先)

注 この届出書には、公共交通利用促進措置を開始したことを証する図書を添付してください。

資料1のB、資料2のCの日付及び番号を記載してください。

承認を受けた内容(資料2のD)をそのまま記載してください。 ……※1

※1 承認を受けた者の変更や公共交通利用促進措置の概要または周知の方法に変更が生じた場合は、再度、公共交通利用促進計画書等を提出していただき、承認を受ける必要があります。

実施状況報告書 第7号様式 記入例

承認を受けた者を記載してください。

(資料1及び2のAを記載)・・・※1

第7号様式(第22条の2関係)

公共交通利用促進措置実施状況報告書	
(宛先) 京都市長 令和6年10月1日	
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区◆◆◆町987番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社●●● 代表取締役■■■■ 電話 ▲▲▲-▲▲▲▲
公共交通利用促進措置の実施状況を報告します。	
建築物	所在地 京都市中京区▼▼▼町123番地 (公共交通利用促進計画の承認を受け、駐車施設を付置することを要しない)
名称	▼▼▼ホテル 現在の建物名称を記載
代理者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区▼▼▼町123番地 氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) ▼▼▼ホテル 代表◆◆◆ 担当:○○○ 電話:○○○-○○○○
直近に市長の承認を受けた公共交通利用促進計画	承認年月日 令和5年11月30日 承認番号 都企計第1234号(整理番号 5-34)
公共交通利用促進措置の概要	① 駐車場がない旨を記載。公共交通利用するよう広報の実施 ② 従業員の自動車通勤禁止 ③ 鉄道・バスのプリペイドカードや1日乗車券の販売
公共交通利用促進措置の周知の方法	① ホームページやパンフレットで広報 ② 就業規則に記載、採用時に指導 ③ フロントにて販売
実施状況の内容	公共交通利用促進措置の実施状況 例) 別紙(ホームページや写真)のとおりに、①～③を実施 駐車施設の稼働状況の変化その他の効果の概要 本様式下段の注3を参照してください 公共交通利用促進措置の課題 本様式下段の注4を参照してください 上記課題の改善策 本様式下段の注4を参照してください

駐車場がない場合(資料2のEが0の時)、記載すること。

本様式下段の注2参照

代理者として、報告書を提出する場合は記載してください。

(本内容についての問合せ先)

資料1のB、資料2のCの日付及び番号を記載してください。

承認を受けた内容

(資料2のD)をそのまま記載してください。

・・・※1

注1 該当する口には、レ印を記入してください。

2 公共交通利用促進計画の承認を受け、駐車施設を付置することを要しない場合は、建築物の所在地の欄にその旨も記入してください。

3 駐車施設の稼働状況の変化その他の効果の概要の欄は、次に掲げる事項のうち、該当があるもの全てについて記入してください。

- (1) 駐車施設の稼働状況の変化
- (2) 自動車による来客数の変化

※1 承認を受けた者の変更や公共交通利用促進措置の概要または周知の方法に変更が生じた場合は、再度、公共交通利用促進計画書等を提出していただき、承認を受ける必要があります。

4 公共交通利用促進措置の変更について

承認を受けた者の変更や公共交通利用促進措置の概要または周知の方法に変更が生じた場合は、再度、公共交通利用促進計画書等を提出し、承認を受ける必要があります。変更内容に応じて、以下の書類を2部（正副）提出してください。

承認を受けた者の変更の場合： ① 及び ②

公共交通利用促進措置の概要または周知の方法の変更の場合： ① のみ

※その他、変更事項がある場合は、都市計画課にご相談ください。

①【駐車施設の規模の特例（公共交通利用促進措置）】

- (1) 公共交通利用促進計画書（第2号様式）
- (2) 委任状（代理人がいる場合）
- (3) 位置図
 - ・建築物又は駐車施設の所在地と最寄り駅までの距離を記載してください。
- (4) 公共交通利用促進措置の詳細内容
 - ・予定している取組のイメージ資料（ホームページやパンフレットの案）
 - 既に実施している場合は、それが確認できる資料を添付してください。

②【付置駐車施設設置届出の書類】

- (1) 付置駐車施設設置届（第5号様式）
- (2) 委任状（代理人がいる場合）
- (3) 位置図
- (4) 配置図（平面図でも可能）
 - ・建築敷地内に駐車場がある場合は、位置を明示してください。

5 提出方法・問い合わせ先

【提出方法】

開始届及び実施状況報告書は1部、変更届手続は2部、**窓口**または、**郵送**で提出してください。提出後、内容について確認する場合がありますので、必ず連絡先及び担当者名の記載をお願いします。

なお、開始届、実施状況報告書については、副本返却、収受印押印等は行っておりませんので、ご了承ください。

※メール、FAXによる受付は行っておりませんので、ご了承ください

＜窓口＞ 市役所分庁舎2階の都市計画課まで提出してください。
(受付時間は、問い合わせ先参照)

＜郵送＞ 以下の問い合わせ先の住所まで発送してください。
宛名は、都市計画課（駐車場担当）まで記載してください。

【問い合わせ先】

京都市 都市計画局 都市企画部 都市計画課（駐車場担当）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488（市役所分庁舎2階）

TEL：075-222-3505

開庁時間 午前8時45分～午後5時30分（土日祝及び年末年始を除く）

（受付時間 午前8時45分～11時30分、午後1時～3時）

※事業者のみなさまからのお問い合わせは受付時間内でのご協力をお願いします

ホームページ：<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000163446.html>

『京都市駐車場条例による届出』で検索

または、京都市情報館から

